

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準

〔平成12年3月31日建北一用第48号
用地第一課長から各用地担当課長あて〕

標記について次のように定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成15年4月10日国北整一用第17号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成15年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用する。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成16年4月1日国北整一用第6号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成16年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成17年3月31日国北整一用第141号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成17年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成18年4月3日国北整一用第6号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成18年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成19年4月24日国北整一用第14号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成19年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成20年4月10日国北整用企第7号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成20年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成21年4月28日国北整用企第9号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成21年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成22年4月8日国北整用企第6号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成22年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成27年4月28日国北整用企第15号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成27年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成27年12月24日国北整用企第93号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成28年1月4日以降に公告する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成28年3月30日国北整用企第151号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成28年4月1日以降に公告する国有林野内用地測量業務に適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成28年11月11日国北整用企第56号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、今後適用します。

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負基準の一部改正について(通知)

(平成29年3月23日国北整用企第106号一部改正)

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準(平成12年3月31日建北一用第48号)の一部を下記のとおり改正したので、通知する。

なお、この通知は、平成29年4月1日以降に契約する国有林野内用地測量業務に適用します。

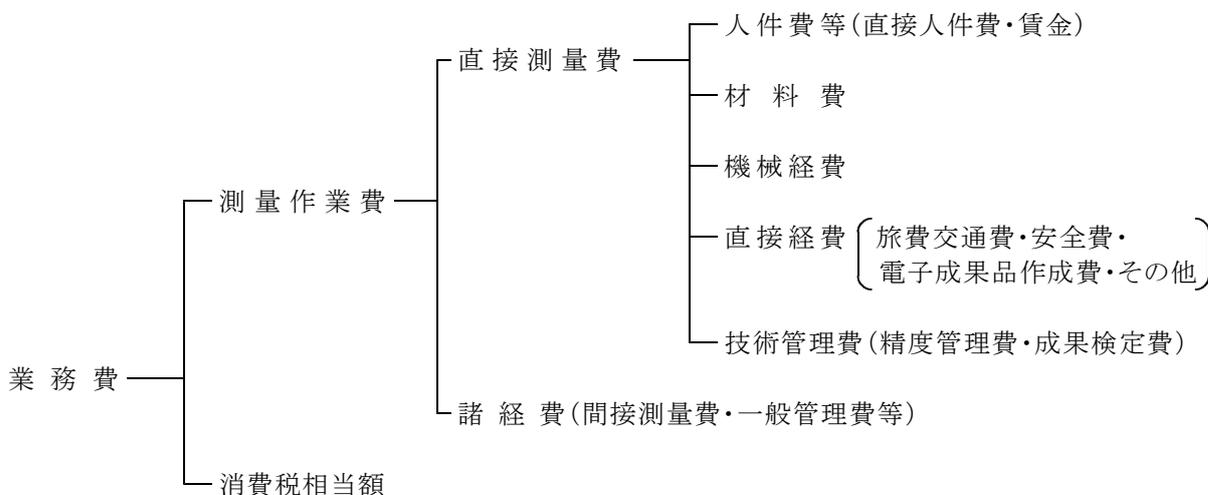
国有林野内の土地を用地測量する場合の業務請負積算基準

第 1 適用範囲

国有林野内の土地を用地測量するのに必要な業務を請負に付する場合の取扱いは、設計業務等標準積算基準書(以下「積算基準書」という。)、用地調査等業務費積算基準(平成24年5月14日国北整用企第26号)に定めるもののほか、この基準に定めるところによるものとする。

第 2 業務費の構成

国有林野内の土地を用地測量する場合の業務費の構成については次のとおりとする。



第 3 業務費の内容及び積算

1 直接測量費

(1) 直接人件費

直接人件費は、用地測量等に従事する技術者の人件費で、その基準日額は、原則として、国土交通省が公表する「設計業務委託等技術者単価」によるものとする。

(2) 材料費

材料費は、積算基準書で定められた材料費率(直接人件費に対する割合)により算定した額を計上するものとする。

(3) 機械経費

機械経費は、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものを除き、積算基準書で定められた機械経費率(直接人件費に対する割合)により算定した額を計上するものとする。

(4) 旅費・交通費

旅費交通費は、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3旅費交通費を適用する。

(5) 安全費

安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、次の式で得た額を限度として計上できるものとする。

なお、現場条件により安全対策上必要な費用は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。

$$\text{安全費} = \text{安全費の対象となる測量費} \times 2.5\%$$

安全費の対象となる測量費は、直接測量費から作業計画・資料調査・土地境界立会確認書作成・面積計算・用地実測図原図等の作成(用地現況測量は除く)・土地調書作成・打合せ協議に係る経費、公共用地境界確定協議に係る経費、森林管理署等打合せ・依頼書作成に係る経費、往復経費、安全費及び成果検定費に係る経費を控除したものである。

(6) 精度管理費

精度管理費は、精度管理、機械器具の検定に必要な経費であり次の式で得た額を計上するものとする。

$$\text{精度管理費} = \{(\text{人件費}) + (\text{機械経費})\} \times (\text{精度管理費係数})$$

図根点設置に係る精度管理費係数は8%、その他の作業に係る精度管理係数は7%とする。ただし、その内容が技術的に極めて高度であるか、又は極めて複雑困難であるときは、5%を超えない範囲で増すことができる。

精度管理費を計上する作業は、図根点設置、境界検測のための補助基準点設置、境界検測のほか、積算基準書第1編測量業務第1章測量業務積算基準第1節測量業務積算基準1-4-3技術管理費の積算(表-1)精度管理費係数に定めるところによる。

(7) 成果検定費

成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は、諸経費の対象としない。

$$(\text{成果検定費}) = (\text{測量成果検定料}) \times (\text{作業量})$$

2 諸経費

諸経費は、間接測量費及び一般管理費等からなり、積算基準第1編測量業務第1章測量業務積算基準1-4-1別表第1(1)諸経費等率標準値及び(2)算出式により算定した額を計上するものとする。

3 端数処理

端数処理については、設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第1章総則第2節設計等における数値の扱い2-2端数処理の方法による。

4 消費税相当額

消費税相当額は、業務価格に消費税等の税率を乗じて得た額とする。

国有林野内の土地を用地測量する場合等標準歩掛

1 国有林野内土地の用地測量は、原則として下記のとおり分類する。

1. 国有林野内土地及び民地内、両方において実施する作業

- ①作業計画 ②現地踏査 ③公図等の転写 ④地積測量図転写 ⑤土地の登記記録調査
 ⑥公図等転写連続図作成 ⑦境界点間測量 ⑧面積計算 ⑨用地実測図原図作成
 ⑩用地現況測量(建物等) ⑪用地平面図作成 ⑫打合せ協議

2. 民地内土地においてのみ実施する作業

- ①建物の登記記録調査 ②権利者確認調査(当初・追跡) ③境界確認
 ④土地境界立会確認書作成 ⑤土地調書作成 ⑥物件調書作成

3. 国有林野内においては、国有林野測定規定に準じた処理をする作業

- ①復元測量 ②補助基準点設置 ③境界測量 ④用地境界仮杭設置
 ⑤用地境界杭設置

2 国有林野内土地の標準歩掛

国有林野内土地で行う下記作業以外については、設計業務等標準積算基準書第1編測量業務第2章測量業務標準歩掛第6節用地測量による。

1. 森林管理署等打合せ

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
森林管理署打 合せ	1回	測量技師	0.50		0.50	
		測量技師補	0.50		0.50	
		測量助手				
機械経費	通信運搬費等	材料費				
%	%	%				

(注1) 本作業歩掛は、土地立入りの申請時、境界測量・境界検測に必要な資料(境界測量手簿及び関係図書)等の借受時、境界指示願い・支障木の収穫調査者届出等、重要書類の届出時等に使用するものである。

(注2) 森林管理局等の対応等により、本歩掛による処理が困難な場合は、別途計上する。

2. 森林管理署等の現地立会い

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
森林管理署等 現地立会い	1回	測量技師	0.50		0.50	
		測量技師補	0.50		0.50	
		測量助手				
機械経費 %	通信運搬費等 %	材料費 %				

(注1) 本作業歩掛は、境界検測不可能な場合の境界設置のための現地立会い、用地幅杭設置のための現地立会い等、森林管理署等の現地立会いが必要な場合に使用するものである。

(注2) 森林管理署等の対応等により、本歩掛による処理が困難な場合は、別途計上する。

3. 森林管理署等に対する依頼書作成

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
森林管理署 依頼書作成	1業務	測量主任技師		0.30	0.30	
		測量技師		0.70	0.70	
		測量技師補		0.70	0.70	
機械経費 %	通信運搬費等 %	材料費 %				

(注1) 本作業歩掛は、土地立入りの申請書、境界測量・境界検測に必要な資料(境界測量手簿及び関係図書)等の借受申請書、境界指示願書・支障木の収穫調査者届出書等、依頼書作成に使用するものである。

(注2) 境界検測の結果、新たに依頼書作成が必要となった場合は、補正率100%として処理する。

4-1. 境界検測のための補助基準点設置

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
境界検測 (補助基準点 設置)	1 本	測量技師	0.08	0.04	0.12	
		測量技師補	0.08	0.04	0.12	
		測量助手	0.08	0.04	0.12	
		測量補助員	0.08		0.08	
機械経費 %	通信運搬費等 %	材料費 %				

(注) 境界検測を実施するにあたり、図根点等基準点からの測量ができない場合には、補助基準点を設置する事となる。そのような場合に本歩掛を採用する。

4-2. 確認検測

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
確認検測	10本	測量技師	0.35	0.12	0.47	
		測量技師補	0.35	0.15	0.50	
		測量助手	0.35	0.15	0.50	
		測量補助員	0.19		0.19	
機械経費	通信運搬費等	材料費				
%	%	%				

(注) 森林管理局等が、既設の境界点の境界検測(確認検測)を求めた場合に実施するものとする。

4-3. 境界検測(無標又は境界標の移動がある場合)

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
確認検測	10本	測量技師	0.85	0.27	1.12	
		測量技師補	0.85	0.29	1.14	
		測量助手	0.85	0.29	1.14	
		測量補助員	0.69		0.69	
機械経費	通信運搬費等	材料費				
%	%	%				

(注1) 本作業歩掛は、所管換等に伴い境界標の増設、改設又は補修が必要な場合、工事等に伴い境界標を一時的撤去する場合等に行うもので、森林管理署から指示があった場合にのみ行うものである。

(注2) 隣接所有者と森林管理署間で境界を確定する作業は、本業務により境界を復元した後、隣接者との境界確認を行うものとし、民地の用地測量業務の復元測量とは重複しないように留意すること。

また、境界標の増設であっても所管換に伴う新境界点として設置した点については、境界測量により対応しているので、境界検測として取り扱わないものとする。

5. 図根点設置(林野庁測定規程第5条)

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
図根点設置	1 点	測量主任技師		0.15	0.15	地域差による変化率については、積算基準書第2章測量業務標準歩掛第1節基準点測量1-7基準点測量変化率1-7-1地域差による変化率を採用する。
		測量技師	0.75	0.25	1.00	
		測量技師補	1.15	0.30	1.45	
		測量助手	0.45	0.12	0.57	
		測量補助員	0.07		0.07	
機械経費	通信運搬費等	材料費				
%	%	%				

(注1) 本作業歩掛は、森林管理局から設置を求められ、かつ設計担当課において実施した基準点測量が、林野庁測定規程で定められた精度に達していない場合にのみ使用する。

(注2) 本歩掛には、境界標設置作業が含まれている。なお、境界標設置作業量が、本歩掛の作業量を大幅に超える場合は、別途計上するものとする。

6. 林野規程上の境界測量(林野庁測定規程第6条)

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
林野規程上の境界測量	1点	測量主任技師		0.02	0.02	地域差による変化率については、積算基準書第2章測量業務標準歩掛第1節基準点測量1-7基準点測量変化率1-7-1地域差による変化率を採用する。
		測量技師	0.17	0.07	0.24	
		測量技師補	0.17	0.07	0.24	
		測量助手	0.22	0.02	0.24	
		測量補助員	0.01		0.01	
機械経費	通信運搬費等	材料費				
%	%	%				

(注) 本作業歩掛は、図根点以上の精度を有する既知点に基づき、多角測量方式により、所管換により新たに生じる境界等新しい境界点(新点)の位置及び標高を測定するものである。

7. 境界標設置(林野庁測定規程第44条)

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
境界標設置	10本	測量技師補	1.2	0.50	1.70	
		測量助手	1.2	0.50	1.70	
		測量補助員	1.2		1.20	
機械経費	通信運搬費等	材料費				
%	0.0%	%				

(注1) 本作業は、境界測量、境界検測で測定された境界点に、境界標を設置する作業である。

(注2) 境界標の規格については、林野庁測定規程第45条を参考に、森林管理署等と協議して定めるものとする。

8. 境界標仮杭設置(林野庁測定規程第44条)

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
境界標仮杭設置	10本	測量技師	0.33	0.12	0.45	
		測量技師補	0.33	0.12	0.45	
		測量助手	0.33	0.12	0.45	
		測量補助員	0.33		0.33	
機械経費	通信運搬費等	材料費				

%	%	%
---	---	---

(注) 境界仮杭設置は、境界測量、境界検測で測定された境界点の確定と同時に設置することができない場合に行う作業である。なお、設置から2か月以内に境界標を設置する必要がある。

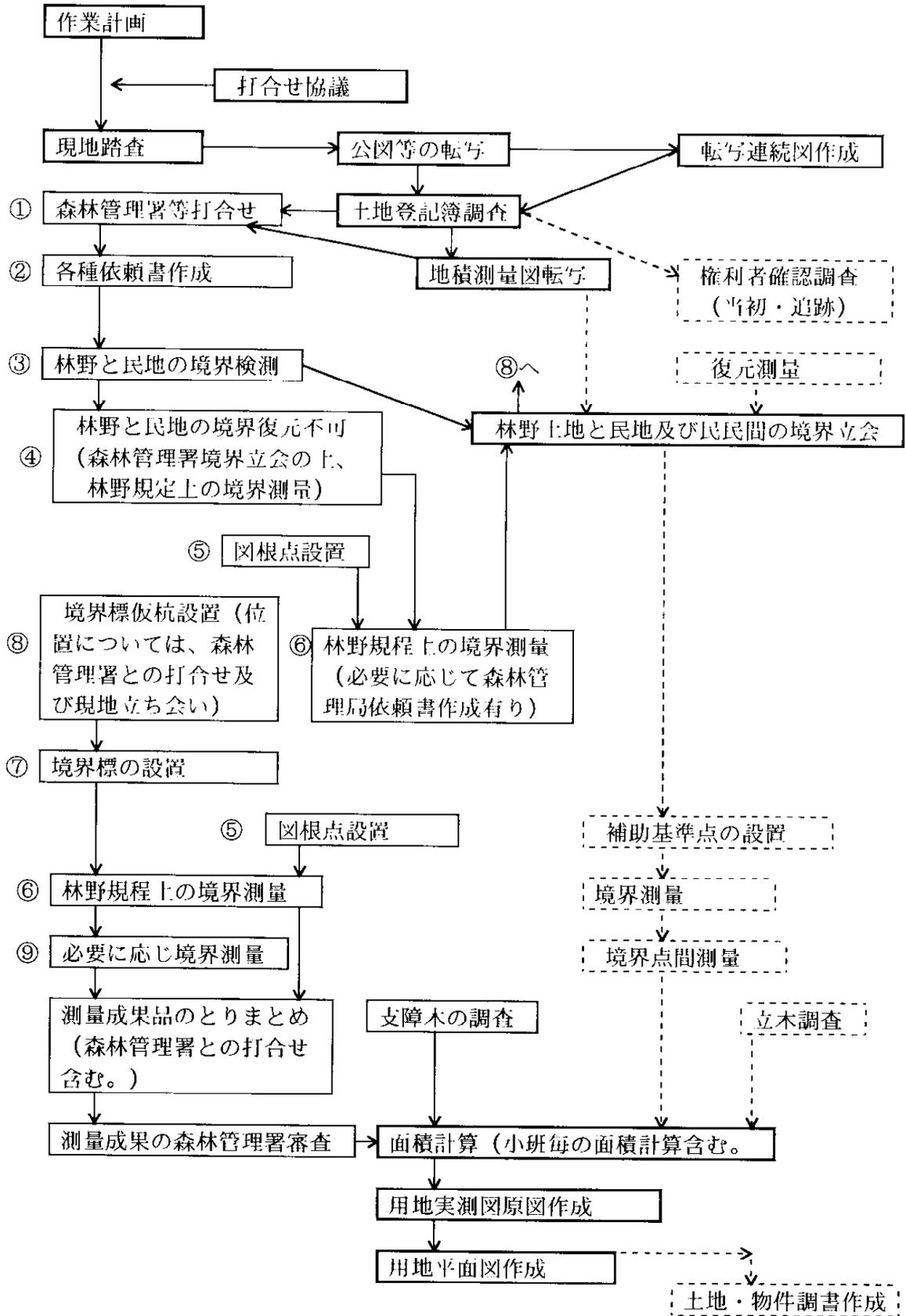
9. 国有林野内の境界測量

種 目	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
国有林野内の 境界測量	1ha	測量技師	1.4	0.70	2.10	
		測量技師補	1.4	0.70	2.10	
		測量助手	1.4	0.70	2.10	
		測量補助員	1.4		1.40	
機械経費	通信運搬費等	材料費				
%	%	%				

(注) 国有林野内の境界測量(公共測量作業規程定上の境界測量)は、原則必要ない。但し、林班境等を森林管理署等から求められた場合で、かつやむをえない理由がある場合行うことができる。

国有林野内用地測量フローチャート(民有地混在する場合)

凡例： 民地・国有林野の土地に係る業務 林野内用地 民地のみ



国有林野所管換申請書類作成業務の試行について

平成19年3月23日国北整一用第112号
用地第一課長より各事務所用地担当課長あて
平成23年8月16日国北整用企第50号一部改正
平成27年4月28日国北整用企第16号一部改正
平成27年12月24日国北整用企第94号一部改正
平成28年3月30日国北整用企第152号一部改正
平成29年3月23日国北整用企第106号一部改正

国有林野所管換申請書類作成業務の試行について

国有林野所管換申請書類作成業務の委託にあたっては、「国有林野の所管換申請及び使用申請手続関係等書類作成業務に関する積算基準及び標準歩掛（案）」（平成3年砂防用地担当者会議配布資料）によっていますが、新たに国有林野所管換申請書類作成業務に関する取扱いを定めたので、当面の間、下記により運用されるよう通知します。

なお、「国有林野の所管換申請及び使用申請手続関係等書類作成業務に関する積算基準及び標準歩掛（案）」による委託は平成19年3月31日限りで行わないものとしします。

記

1 調査歩掛について

別添「国有林野所管換申請書類作成業務歩掛」による。

国有林野所管換申請書類作成歩掛

第1 適用範囲

この国有林野所管換申請書類作成歩掛は、国有林野の所管換申請書類作成業務を別途定める仕様書によって、請負又は委託に付する場合に適用する。

(H23.8.16一部改正)

第2 業務費の構成、内容及び積算

業務費の構成、内容及び積算は、用地調査等業務費積算基準（平成24年5月14日国北整用企第26号）によるものとする。

(H27.4.28一部改正)

第3 標準歩掛

1. 打合せ協議

1 業務当たり

種 類	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
打合せ協議	業 務	主任技師	0.54		0.54	
		技師 A	0.54		0.54	
		技師 B	0.54		0.54	
		技師 C			-	
		技術員			-	
		図工			-	

※ 打合せ協議は、国有林野所管換申請書類作成業務を単独で発注する場合に適用する。
内訳は「業務着手時」「中間打合せ（不足資料の確認）」「成果品納入時」の3回とする。

2. 所管換添付図面等作成

1 申請当たり

種 類	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考
所管換添付図面等作成 (位置図等の作成及び必要資料の抜粋等)	申 請	主任技師		0.50	0.50	
		技師 A		2.75	2.75	
		技師 B			-	
		技師 C		2.12	2.12	
		技術員			-	
		図工			-	

※ 位置図（実施計画図含む）を、森林管理署の図面に表題部・凡例の作成及び着色等を行うことで作成する。
所管換添付書類として必要となる、面積計算簿・実測図・国有林野測定規程による記録及び成果・公図写し・現況写真・事業計画書・利用計画図・施設等設計図・予算書等を発注者から貸与を受ける（貸与を受けた資料から抜粋する）又は測量成果から抜粋を行う。
また、必要に応じて、抜粋した資料等に表題部・凡例の作成及び着色等を行う。

3. 表示登記用図面作成

1筆当たり

種 類	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	
表示登記用図面作成 (所在図・地積測量 図・地形図)	筆	主任技師			-		
		技師 A		0.23	0.23		
		技師 B				-	
		技師 C		0.05	0.05		
		技術員 図工				-	

※ 表示登記に必要となる、土地所在図・土地地形図・地積測量図を作成する。

4. 資料収集・協議

1申請当たり

種 類	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	
資料収集・協議	申請	主任技師	0.85	0.12	0.97		
		技師 A	1.71	0.25	1.96		
		技師 B				-	
		技師 C	0.85	0.37	1.22		
		技術員 図工				-	

※ 資料収集時及びとりまとめ直前の確認時の2回、森林管理署と協議を行う。

5. とりまとめ製本

1申請当たり

種 類	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	
とりまとめ製本	申請	主任技師		0.50	0.50		
		技師 A		2.31	2.31		
		技師 B				-	
		技師 C		1.75	1.75		
		技術員 図工		6.25	6.25		

6. とりまとめ製本（加算）

1部当たり

種 類	単 位	職 種	外 業	内 業	計	備 考	
製本作業（加算）	部	主任技師			-		
		技師 A		0.06	0.06		
		技師 B				-	
		技師 C				-	
		技術員 図工		1.25	1.25		

※ とりまとめ製本（加算）の計上は、次の式によって行うものとする。
とりまとめ製本（加算）として計上する部数 = [作成部数 - 6]